

事業分野

開発途上国の  
経済社会開発支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成18年度年間事業計画(同月策定)では、

(1) 開発途上国における貧困問題への対処が国際的に重要な課題であり、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて、日本政府のODA大綱や2005年2月に政府決定されたODA中期政策に則り、取り組みを強化する必要がある、

(2) 持続的成長のためには、経済活動上重要となる経済社会基盤(経済社会インフラ)の整備を重視するとともに、本行の輸出入金融等との連携強化や民間活力や資金の十分な活用を伴った民間経済協力の推進が重要である、

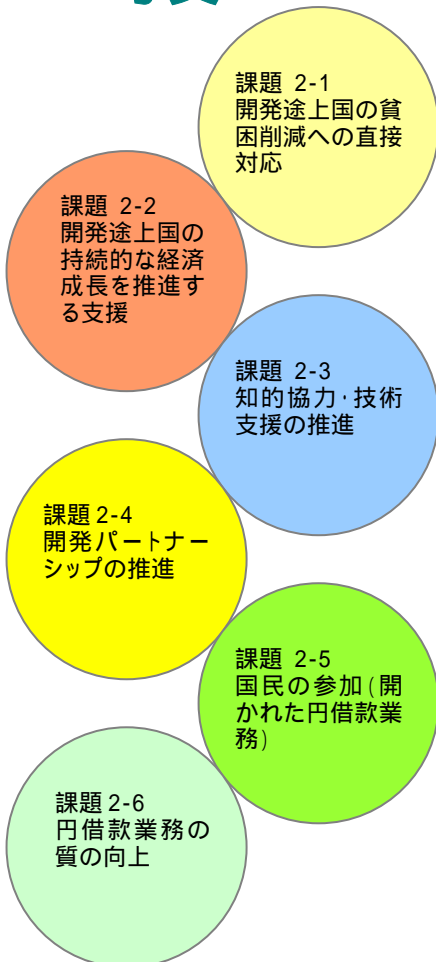
(3) 経済社会開発を効果的に進めるためには、当該国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持体制等が適切に整備されることが必要であり、知的協力・技術支援が重要である、

(4) 我が国のODAに関する説明責任の徹底や効果的な開発援助の実施のために、国民参加および他機関・市民社会・開発途上国の地域社会等との連携・協調の推進が求められている、

(5) 我が国のODAに対して、開かれた円借款業務の観点から国民参加の拡大が求められている、

(6) 評価の充実を図ることで、円借款業務の質を一層向上させることが求められている、

との認識のもと、以下6つの課題を設定しています。



- 開発途上国の貧困削減への直接対応(課題 2-1)
- 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援(課題 2-2)
- 知的協力・技術支援の推進(課題 2-3)
- 開発パートナーシップの推進(課題 2-4)
- 国民の参加(開かれた円借款業務)(課題 2-5)
- 円借款業務の質の向上(課題 2-6)

## 事業環境

世界には、今なお1日1ドル未満の所得水準で生活している人々がおよそ10億人いるといわれています。このような中、2000年9月の国連ミレニアム・サミットでは国連ミレニアム宣言が採択され、国際社会の共通の枠組みとして、2015年までに達成する貧困の削減、保健・教育の改善、環境保全等に関する8つの達成目標を掲げた「ミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals) (注)」が設定されました。2005年9月の国連総会では、MDGsを含む国連ミレニアム宣言をレビューする首脳会議が開催され、その達成に向けた決意が再確認されました。また、援助効果の向上に必要な措置を取りまとめた「パリ宣言」が2005年に採択されていますが、2006年10月には同宣言に基づくアジア地域の取り組み状況のレビュー・フォーラムが開催されるなど、ドナーと被援助国双方の協調による効果的な援助実施が注目されています。

我が国では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(骨太の方針)」において、「国際競争力の強化」のための施策として、2005年7月のグレンイーグルズ・サミットでの国際公約(「今後5年間のODA事業量について100億ドルの積み増し」)の着実な実施が確認されました。

また、政策金融改革およびODA改革の流れの中で、2008年10月より有償資金協力、無償資金協力、技術協力を一元的に実施する新JICA(国際協力機構)が発足する予定であり、現在本行で取り組んでいる円借款をより戦略的かつ機動的に実施することが期待されています。

(注)ミレニアム開発目標(MDGs):2000年9月、ニューヨークで開始された国連ミレニアム・サミットにおいて、平和と安全、開発と貧困、環境とグッドガバナンスなどを課題として掲げた国連ミレニアム宣言が採択されました。翌2001年、この宣言を踏まえつつ、1990年代に開催されたサミットや主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合し、2015年までに達成すべき国際社会の共通目標としてまとめられました。2005年には、国連総会でMDGsの達成状況について中間レビューが行われています。

## 平成18年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、6つの課題のうち、3つが「**達成**」、2つが「**進展**」、1つが「**未着手**」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

### 開発途上国の貧困削減への直接対応 (課題2-1)

#### 評価

MDGsの達成が、開発援助の重要な支援課題である中、2006年度は計画を上回る27件の貧困対策事業に対する円借款を承諾し、その取り組みを強化しました。地域的には、アジアを中心とする一方、EPSA for Africaを視野に入れたアフリカ諸国への承諾案件増加が顕著でした。また、支援方法も、インフラ整備を中心としたプロジェクト借款のみならず、相手国政府の政策・制度改善による経済成長を通じた政策制度支援型借款や、情報格差是正を通じて貧困層の社会サービスへのアクセス改善に資するパイロット事業等、多様なアプローチが行われました。貧困削減を達成するためには、貧困層の雇用機会の拡大とともに生活の質的改善も不可欠であり、人材育成による貧困層の能力開発を視野に入れた事業形成も重要です。

### 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援 (課題2-2)

#### 評価

開発途上国の経済社会インフラ整備に対する支援実績は計画を上回りました。2006年度

は、経済社会開発インフラ整備に留まらず、事業の運営管理面での知的協力支援を含めた多層な取り組みが顕著でした。開発途上国の民間経済活動の拡充支援では、多数の開発途上国で日本企業の輸出案件や投資案件等を支援しました。また、初のアフリカ開発銀行を通じた民間セクター向け融資や、ヨルダン駐在員事務所の開設による民間投資推進に向けた中東地域での支援もみられました。開発途上国の人材育成に対する支援、IT化の促進に対する支援、地域格差の是正に対する支援については、いずれも計画を達成ないしほぼ達成しています。今後も、相手国政府や民間企業等との対話や調査を通じて把握した開発途上国のニーズを適切に事業に反映させて、支援を充実させていくことが重要です。

### 知的協力・技術支援の推進（課題 2-3）

#### 評価

開発事業の効果を高めるためには、開発途上国の実態とニーズを適切に把握し、我が国の知見や技術を事業の形成・実施・管理運営面で活用することが期待されています。2006年度は、障害者配慮の支援を盛り込んだ調査が新たに行われるなど、67カ国を対象とした開発途上国との政策対話やマクロ経済調査およびセクター調査を実施したほか、開発途上国の政策立案、案件形成等への提言は前年度同様 200件以上に及びました。また、問題解決や優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有強化の面では、CDM 事業形成や汚職対応等の新たな分野への取り組みを含め、計画を上回る各種セミナーを開催しました。本行が 2006年度に承諾した円借款 77 件のうち約 4 割が SAPROF（案件形成促進調査）を実施したものであり（前年度：約 3 割）、事業形成に向けた知的協力や技術支援が具体的な成果実現に結びついています。

### 開発パートナーシップの推進（課題 2-4）

#### 評価

現場や研究機関等での様々な知見や経験、技術を本行が支援する開発事業へ効果的に活用すべく、開発パートナーシップとの連携強化に努めました。NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会との協力や連携については、連携予定の事業が準備段階にある等の要因で計画を下回りました。大学との連携については、契約手続きマニュアルを作成・配布するなど、実施面の効率化を図るほか、円借款事業の契約管理や事後評価等で連携を強化しました。2008年 10月に本行海外経済協力業務と統合する独立行政法人国際協力機構（JICA）とは、パイロット国での連携強化や、案件選定プロセスへの相互参加等を推進するなど、本行の有償資金協力と JICA の技術協力等との有機的連携による効果的な ODA 実施をより強く意識した取り組みが行われました。また、イラク等各国援助方針の調整、HIV/エイズや鳥インフルエンザの感染症予防対策の協議、パリ宣言指標対策モニター対応等を通じて、国際機関や他国援助機関との協力を推進し、国際機関・海外公的機関との間で開発政策等に関する調整や援助手続き調和化への取り組みは計画を大きく上回りました。

### 国民の参加（開かれた円借款業務）（課題 2-5）

#### 評価

提案型調査では、フリーテーマ枠を設置し、斬新なアイデアを幅広く取り入れるなど新たな取り組みを行いました。一方、提案型・発掘型案件形成調査の実績は、前年の 26 件から 17 件に減少し、提案型調査等を活用して案件形成がなされた円借款対象案件数は、前年度に続き計画を下回りました。本課題については、各団体等が調査に参加しやすい環境作りや案件形成に結びつきやすい方策の改善等、広報戦略を含めた戦略的な観点からの見直しが必要と思われます。

## 円借款業務の質の向上（課題 2-6）

### 評価

円借款業務の質の向上のために、事前から事後までの一貫した評価体制の下、評価の充実に取り組みました。2006年度は、外部評価、事前・事後評価の実施割合、テーマ別評価、合同評価のいずれの指標においても計画を達成し、全ての評価結果について第三者意見を聴取・公表しました。このほか、「レーティング制度の改善を目的とする調査」や「一般財政支援評価」など、プロジェクトの事業評価に留まらない分析や、円借款借入国政府への評価技術の移転等による事業評価の充実に目的とした業務協力協定の締結など、評価機能の拡充による円借款業務の質の向上に努めました。

課題 2-1

開発途上国の貧困削減への直接対応

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注1))への支援	(指標1) 「貧困対策案件」に対する承諾プロジェクト数	7	12	13	17	17	27	25
貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	(指標2) 「貧困対策案件」のうち、貧困層がプロジェクト形成段階において参加した承諾プロジェクト数	5	5	8	12	13	11	11
評価結果								

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。  
-：外部環境の変化等により評価不能。

( ) (指標1)、(指標2)はいずれも、2005年度までは案件数を、2006年度以降はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

(注1)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいます。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

- ・(指標1)の実績は計画を上回りました。円借款承諾案件数全体に占める貧困対策案件の比率は35%(2004年度27%、2005年度34%)となっており、貧困削減について引き続き重点的に取り組んでいます。具体的な取り組みとしては、インドネシア、中国、ベトナム、スリランカ、インド、ナミビア、モザンビーク、モロッコ等において、貧困地域における環境整備・人材育成事業、社会サービスへのアクセス改善事業、電力供給安定を図る水力発電所建設事業や農産物の物流改善による所得向上効果が期待される道路整備事業等への支援を行いました。ベトナムでは、情報アクセスに関する地域間格差(デジタル・デバイド)是正及び社会サービスへのアクセス改善を通じて貧困削減を支援する観点から、地方へのブロードバンド・インターネット拡充と電子政府を同時に整備するパイロット事業も形成しました。また、インドネシア、ベトナムおよびラオスにおいては、世界銀行等との国際協体制度のもとで、相手国政府の政策・制度改善による経済成長を通じた貧困対策を支援しました。
- ・国別・地域別に分類すると、人口約10億人の35%が1日1ドル以下で生活する貧困層であり世界の貧困人口の約3分の1を抱えるインドにおいて6件の貧困対策事業向け円借款を承諾したほか、中国では5件、インドネシアでは4件の貧困対策事業向け円借款を承諾しました。また、HIPCイニシアティブ(注2)に基づく債務削減措置を経て、将来的な経済成長に向けた環境が整いつつある諸国に対して支援を行い、アフリカでは、25年ぶりに円借款を供与したタンザニア(67頁、事例紹介参照)や、初の円借款を供与したナミビア、モザンビークを含め、6件の貧困対策案件を承諾しました。

(注2) HIPCイニシアティブ: Heavily Indebted Poor Countries とは、IMFおよび世界銀行から認定されている重債務貧困国のことです。HIPCイニシアティブは、1996年のリヨン・サミットの際に合意された、HIPC(重債務貧困国)諸国

の債務を持続可能なレベルまで低減することを目的とした債務救済の措置です。

<事例紹介> 「第4次貧困削減支援借款」(タンザニア)

～25年ぶりに円借款を供与し、政府財政への資金供与を通じた貧困削減を支援～

タンザニアは、2001年以降の平均経済成長率は5.8%を維持していますが、依然として一人当たりのGNIは340ドル(2005年)という状況です。同国の貧困削減を実現するには、農業インフラを含むインフラ整備、基礎医療、基礎教育等を質・量的に向上させるとともに、適切な開発政策により持続的な経済成長を維持し、格差を是正するための措置を強化することが必要となっています。

タンザニア政府は、2005年に「成長と貧困削減のための国家戦略(スワヒリ語でMKUKUTAという。)」を策定し、そこで「成長と所得貧困削減」(例、農村市場アクセスの改善)、「生活の質と社会福祉の改善」(例、高等教育への進学率の向上等)、「良い統治及び説明責任」(反腐敗計画の報告書の策定、裁判の迅速化等)の3つの開発目標を掲げています。

本借款は、14のドナーが参加するタンザニア政府への一般財政支援の枠組みの中で、世界銀行が実施してきた第4回目の貧困削減支援プログラムに協調融資を行うものです。供与資金は、タンザニア政府の一般会計予算の一部に取り込まれ、タンザニア政府のMKUKUTAの実施に活用されるものです。そのため、一般財政支援に参加する各ドナーは、供与資金が的確に活用されるよう、タンザニア政府の政策協議に関与し、予算配分・政策決定過程等に係るモニタリングやアドバイスを資金面の支援と併行して行います。

成長を重視するMKUKUTAの実施に際し、タンザニアでは、新たにインフラを中心とした経済成長を促進するための知見が必要となっており、本行は、アジアにおいてインフラ整備を中心とした経済成長を支援してきた経験を活かし、タンザニアにおける効果的かつ包括的なインフラ開発政策策定を支援します。

### 貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

- ・(指標2)の実績は、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、中国の植林事業において、低利融資を活用した経済的インセンティブにより、住民等の事業参画を促し、住民自身の主体的な事業の実施及び事業終了後の維持・管理が確保されるスキームを支援しました(68頁、事例紹介参照)。また、インドの森林開発事業では、事業の実施段階で「住民参加型森林管理」方式を採用しました。

### < 事例紹介 > 河南省植林事業(中国)

本事業が実施される河南省(人口 9,717 万人、面積 16.6 万 k m<sup>2</sup>)における森林率は、16.2%(全国 31 省中、21 位)と全国平均の 18.2%を下回っています。その原因としては木材需要増大への対応・耕作地の拡大のため森林を過剰伐採したこと等が挙げられます。過剰伐採により地表が露出した山間部斜面からは土壌が流出し、河床やダム湖に堆積することによって堤防やダムの機能を低下させ、洪水被害を拡大させる要因となっています。

本事業対象 71 県(人口 5,176 万人、面積 9.6 万 k m<sup>2</sup>、韓国の人口・面積に相当)においては、こうした自然災害による経済損失は年間 266 億円(約 3,500 億円)にのぼります。2003 年には、度重なる豪雨により洪水が発生し、同省内においては 3,587 万人が被害を受け、死者 73 人、破壊した家屋 42 万棟、経済損失は 182 億元(約 2,500 億円)に達しました。

本事業は、河南省の 71 県において植林を行うことにより、山間部における土壌流出、平野部における強風等の抑制を図り、これらによって同地域の洪水、砂嵐等自然災害の被害軽減および生活環境の改善に寄与するものです。具体的には、植林および関連の資機材調達、並びに事業効果の持続的効果発現を目的とした実施機関等職員の研修などから構成されます。なお、上述研修は日本の大学と連携して実施し、実施機関等職員が日本において研修を受ける予定です。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・国際援助コミュニティへの積極的な発信を意識した取り組みとして、2006 年 5 月の世界銀行および日本財務省の共催による開発経済に関する年次会合(ABCDE 会合)において、「貧困削減における農業の役割」をテーマとする分科会を開催しました。会合では、緑の革命による農業の生産性の向上、灌漑インフラの整備を通じた貧困リスクの緩和について活発な議論が行われました。また、同会合における「世界的規模の貧困撲滅、開発のための学習と改革」に関するセッションにおいては、本行は、円借款によるベトナム北部の交通インフラ整備が貧困削減に及ぼした効果について紹介しました。
- ・2006 年 9 月にシンガポールで開催された IMF・世界銀行年次総会において、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF)、タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)、世界銀行およびアジア開発銀行等と共同で「持続可能な都市開発にかかるイニシアティブ」を発表しました。これまでミレニアム開発目標の達成において、国際援助コミュニティの注目は農村部や地方部に偏りがちでしたが、都市部の開発にも向け、都市部の貧困削減が経済成長に果たす役割と意義を報告し、注目を集めました。
- ・2006 年には、バングラデシュのグラミン銀行総裁ユヌス氏がマイクロファイナンスを通じた貧困層の自立基盤支援への貢献が評価されてノーベル平和賞を受賞したように、近年、マイクロファイナンスを通じた貧困削減へのアプローチの有効性が注目を浴びています(注 3)。本行は、インドの植林事業等でマイクロファイナンスを借款事業のコンポーネントに含んだ支援を行っているのみならず、CGAP(注 4)への日本側窓口(Focal Point)としての機能を担い、国際会議での情報収集や意見交換を積極的に行っています。

(注 3)本行は、1995 年にグラミン銀行を通じ、農業開発信用事業を円借款で支援しています。

(注 4)CGAP(Consultative Group to Assist the Poor) : ドナー各国と世銀の協定に基づき拠出された基金の集合体であ

り、マイクロファイナンスの指針作成や関連調査研究評価等を行っています。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ ミレニアム開発目標(MDGs)の成果実現に向けて、今後も国際機関との業務協力やネットワークを活用し、貧困削減のための支援を強化する必要があります。また、貧困削減を達成するためには、持続的な経済成長の下で、貧困層の雇用機会の拡大とともに生活の質的改善も不可欠であり、貧困層が開発プロセスへ参加していく上で、人材育成による貧困層の能力開発を視野に入れた事業形成も重要です。



課題 2-2

開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済社会インフラ整備に対する出融資保証承諾プロジェクト数			(新規指標)	55	93	88	86
開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援	(指標2) 開発途上国における貿易・投資を含む民間企業部門の活動に資する出融資保証承諾案件数			(新規指標)	145	177	143	165
開発途上国の人材育成に対する支援	(指標3) 人材育成案件(教育案件及び人材育成コンポーネントを含む案件)の承諾プロジェクト数			(新規指標)	20	19	36	16
開発途上国のIT化の促進に対する支援	(指標4) 開発途上国のIT化を支援する(ITコンポーネントを含む)出融資保証承諾プロジェクト数			(新規指標)	23	27	24	21
地域格差の是正に対する支援	(指標5) 地方都市・農村を対象としたインフラ整備に対する出融資保証承諾プロジェクト数			(新規指標)	28	44	57	36
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。  
 -：外部環境の変化等により評価不能。

( ) (指標1)～(指標5)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進

- ・ (指標1)の実績は、相手国の社会情勢の影響やプロジェクト実施準備の遅延等がありましたが、計画をほぼ達成しました。多様な金融スキームや多方面のパートナーシップ等、本行の強みを用いて、中国のコージェネレーション建設事業や環境整備事業、インドネシアの水力発電所建設事業、送配電施設整備事業、インドの上水道整備事業、灌漑施設整備事業等、アジア地域を中心に、他数の開発途上国で経済社会インフラ整備の支援を行いました。
- ・ 国際情勢を含めて本行を取り巻く事業環境は、開発途上国のニーズとともに日々変化しています。そのような変化に対応すべく、2006年度は、経済社会インフラ整備だけに留まらず、以下の実績例のように知的協力支援を含めた多層的な取り組みが一層増え、実績は前年度を大きく上回りました。

➤ ペルー 灌漑サブセクター整備事業

灌漑施設の改修等のほか、コンサルティング・サービスによる水利組合の組織強化を行うことにより、水利用の効率の向上及び農業生産の拡大を図り、もって農業収益拡大や雇用機会を創出するものです。本事業の案件形成では、本行の調査業務である案件形成促進調査(SAPROF)により、全国に展開する対象事業に係る灌漑土木技術面でのレビューのほか、運営・管理体制の提言を行いました。

➤ タンザニア 道路改良事業

「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)(注1)が推進する、アフリカ地域統合のための広域インフラ整備の重点事業として位置付けられている事業です。国際幹線道路の改良を行い、輸送能力の増強を図り、域内経済統合推進、交易の推進を図るとともに、住民の生計向上と貧困削減を目指すものです。また、本事業と同時期に融資承諾した「第4次貧困削減支援借款(PRSC4)」による政策支援の一環として、専門家を現地に派遣し、道路セクターに対する政策提言を行い、本事業のサステナビリティを支援するものです。

(注1)「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(New Partnership for Africa's Development :NEPAD) : ムベキ南アフリカ共和国大統領が提唱し、2001年7月のアフリカ連合(AU)首脳会議にて採択されたアフリカ自身によるアフリカ開発のためのイニシアティブです(採択時の名称は「新アフリカ・イニシアティブ」、その後2001年10月にNEPADに改称)。

➤ エジプト 博物館建設事業

三大ピラミッドが位置する地区に博物館を新設し、歴史的文化遺産の保存修復・展示・研究・教育等の諸機能の強化を図り、同国の観光産業の発展と雇用機会の創出を支援するものです。本行のSAPROFにより、事業計画書の作成や事業実施のための支援プログラムも提言しました(以下、事例紹介参照)。

<事例紹介> 大エジプト博物館建設事業 (エジプト)

～観光産業育成を通じ、持続的な経済成長を支援～

エジプトで最も重要な歴史的文化遺産を保存及び展示しているカイロ博物館(1902年に開館)は、建物及び設備の老朽化が進んでおり、貴重な収蔵品の適切な保存修復がおこなわれていない状況です。また、敷地面積の制約から建物の拡張も困難であり、当初想定の3倍近くとなっている収蔵品を適切に展示できるスペースや展示技術も十分でなく、同国の誇る歴史的文化遺産を有効に活用できていません。更に、現代の博物館の機能として不可欠な研究や教育のための施設やプログラムも乏しく、これらの機能も著しく低い水準に留まっている状況です。こうした既存の博物館の問題を解決するためには、その収蔵品の価値に見合った、保存・修復・展示・研究・教育等本来の機能を備えた観光産業の中核となる新しい博物館の整備が急務となっています。

本事業は、エジプトの首都カイロの南西約15km、三大ピラミッドが位置するギザ地区に大エジプト博物館(The Grand Egyptian Museum)を新設するもので、本行は、土木工事、資機材調達、コンサルティング・サービス等に必要な資金を支援します。

本行は、新博物館の建設に先立ち、事業計画書の作成や事業実施のための支援プログラムの策定等で、我が国の博物館に係わるノウハウや知見を活かした調査を実施しました。歴史的文化遺産の保存修復・展示・研究・教育等の諸機能の強化を図りつつ、同国の観光産業の発展と雇用機会の創出を通じた経済社会発展を支援しています。

- ・ 経済活動上重要となる経済社会インフラの整備が貧困削減に重要な役割を担うことについて、国際的な再評価がなされています。この点に関する国際的な理解増進に向けて、上記指標の対象とはしてい

ませんが、以下の主体的な取り組みを行いました。

- 「開発のための新たなインフラを考える」をテーマとした世界銀行および我が国財務省の共催の ABCDE 会合で、本行は全体会合「地方インフラと農業開発」のセッションをコーディネートしたほか、「貧困層に裨益する経済成長のための都市インフラ」をテーマに分科会を主催しました。分科会では、アジアの開発途上国政府や地方自治体が直面している都市化問題への対応に焦点を当て、開発金融機関の役割などについて活発に議論しました。

## 開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援

- ・ (指標 2)の実績は、案件の進捗遅延、経済情勢の変化による相手国の要請取り下げ等の理由から計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、貿易・投資等の民間経済活動を通じて開発途上国の経済発展を促進すべく、本行の多様な金融ツールを用いて、中国、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、インド、トルコ、チュニジア、パナマ、ブラジル等において、日本企業の輸出案件や投資案件等を支援しました。
- ・ また、日本政府はアフリカ支援を強化すべく、2005 年には「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」(注 2)を公表していますが、2006 年には、初めてアフリカ開発銀行(AfDB)を通じたアフリカの民間セクター支援融資を承諾しました。これは、AfDB の域内メンバー国に登録されている民間企業等が必要とする事業資金を AfDB の民間セクター支援戦略に基づき提供することにより、域内における民間セクター主導の経済成長および貧困削減に寄与するものです。
 

(注 2)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」: アフリカの民間セクター開発を包括的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5 年間に亘り支援するもので、信託基金、本行と AfDB の協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行の AfDB 向け融資の 3 つの手法で構成されています。
- ・ なお、上記指標の対象ではありませんが、本行は 2006 年 11 月にヨルダンに駐在員事務所を開設し、周辺諸国向けのプラント輸出、投資等に関する情報収集や他機関との連携を強化しています。2006 年度のヨルダン向け天然ガス焚き複合火力発電所の承諾では、駐在員事務所の現地機能が活かされており、中東地域の民間投資進出の基盤構築に向けた成果となりました。

## 開発途上国の人材育成に対する支援

- ・ (指標 3)については、計画値を大きく上回りました。
  - 2006 年に承諾した中国人材育成事業は、30 以上の主要大学に対して校舎・設備等の整備を行うほか、中国の大学教職員に対する研修等を通じ高等教育の量的・質的改善を図り、地域活性化等に資する人材育成を支援するものです。
  - インドネシアの人材育成事業では、大学工学部の整備・拡張を行うことで、教育・研究の質の向上により、工学系人材の強化と東部インドネシアの産業振興を図るほか、基礎教育分野でも、IT 活用のモデル事業として、小・中学校を対象とした情報通信技術(ICT)の拡充を支援しました。
  - 教育事業を通じた人材育成のみならず、中国やベトナムの環境整備事業、インドの上下水道整備事業等の円借款案件においては、我が国の自治体から協力を得るなどとして、借入国政府や実施機関職員への研修を通じ、運営維持管理や事業効果の持続的効果発現の支援を行いました。これらは、円借款によるインフラ整備の支援効果を高めると共に、技術移転や訓練等を通じた人的能力の向上(キャパシティ・デベロップメント)を推進するものです。

## 開発途上国のIT化の促進に対する支援

- ・ (指標 4)については、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、中国、タイ、インドネシア、メキシコ等における情報通信事業のほか、放送施設・教育設備等のIT化促進への支援やIT関連機器の製造事業支援等を行いました。また、エジプトにおける博物館建設事業(71 頁、事例紹介参照)では、展示等へのICT技術の活用による効率的な運営・維持管理体制の構築を支援しました。

## 地域格差の是正に対する支援

- ・ (指標 5)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、インドネシア、ベトナム、インド、モロッコ、ペルー等において、上下水道、送電線・配電網、道路、灌漑等を対象としたインフラ整備を支援しました。例えば、中国では、10 省・自治区に亘って地方都市の水環境整備事業や大気汚染改善事業に対する円借款を供与し、地域格差是正を支援しました。また、インドネシアの貧困削減地方インフラ開発事業では、貧困層の多い地域を対象に、地域住民のニーズに基づき基礎インフラ全般を整備するとともに、マイクロファイナンスをパイロット的に導入することにより、貧困層の雇用機会の増加及び社会サービスへのアクセス改善を図りました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 開発途上国の持続的成長には、経済・社会インフラの整備とともに、政策・制度の改善や、事業の運営維持管理を担う人材の育成や組織強化への支援を併せて行うことが、事業効果を高め、更には民間セクターの投資環境の改善につながります。今後も、相手国政府や民間企業等との対話や調査を通じて、適時・的確に開発途上国のニーズを把握し、支援を充実させていくことが重要です。

## 課題 2-3

## 知的協力・技術支援の推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
各国の多様な開発ニーズの適切な把握	(指標1) 開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った国数		(新規指標)		72	45	67	49
開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進	(指標2) 調査業務等を通じた開発途上国に対する各種提言件数		(新規指標)		207	225	205	199
問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化	(指標3) 開発途上国に対するフィードバックセミナー等、各種セミナー及び研修の開催件数		(新規指標)		56	58	76	52
支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援	(指標4) 開発途上国向けの調達・貸付実行管理・債務管理能力向上のためのセミナー・研修実施国数		(新規指標)		25	22	38	27
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。  
 -：外部環境の変化等により評価不能。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 各国の多様な開発ニーズの適切な把握

- ・(指標1)の実績は計画を大きく上回りました。例えば、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、モンゴル、コロンビア、ナミビア等において、相手国政府・国際機関等との開発政策に関する意見交換、優先案件に関する協議等の政策対話を行ったほか、国際収支・財政状況の把握等マクロ経済調査、セクター調査等を実施しました。また、開発途上国の開発ニーズは経済発展段階や社会経済体制、歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により様々であり、支援効果を一層高めるため、あるいは、将来の効果的な支援につなげるためには、各国の多様な開発ニーズを適切に把握する必要があります。ザンビアやマダガスカル等サブサハラ諸国においては、「アフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ(ESPA for Africa)」(注1)に基づく具体的な案件の実施に向け、現地事情に精通する様々な専門家の知見を活用し、民間セクター開発に関する発掘型案件形成調査(注2)を実施しました。また、バングラデシュの鉄道セクターに関し、障害者配慮のためのユニバーサルデザイン概念導入に関する調査を行うなど、貧困、経済社会インフラ、人材育成、地方開発、財政、環境改善等多岐にわたる分野で多様なニーズを踏まえた調査を行いました。

(注1)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(ESPA for Africa)」：アフリカの民間セクター開発を包括

的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、信託基金、本行とAfDBの協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行のAfDB向け融資の3つの手法で構成されています。

(注2) 発掘型案件形成調査：本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査です。

## 開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進

- ・ (指標 2)については、計画をほぼ達成しました。開発事業の効果を持続的に発現し、開発成果を高めていくためには、政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理等の段階における知的協力・技術支援を推進する必要がありますが、具体的には以下のような取り組みが行われました。
  - ベトナムの都市交通改善事業、インドネシアの電力公社発電能力強化事業、ケニアの港拡張事業等に関し、有償資金協力促進調査(SAF)(注3)の一つである案件形成促進調査(SAPROF)(注4)を実施し、各国の開発ニーズを踏まえ、特にソフト面に重点を置いて事業形成に取り組みました。例えば、ベトナムの都市交通改善事業では、ベトナム初の大量高速輸送鉄道事業の案件形成にあたり、単なるハードインフラの建設計画に終わらず、長期的な持続性確保の観点から都市鉄道技術標準の策定や組織・運営維持管理体制の構築等についてソフト支援の必要性を提示し、技術協力プロジェクト実施に向けた道筋をつけました。なお、2006年度の円借款の承諾案件77件の内、SAPROFの実施(2006年度以前の実施も含む)により案件形成を支援した案件は32件(42%)であり、開発途上国のニーズに合った円借款事業の案件形成にSAPROFが効果的に活用されています。
    - (注3) 有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF)：海外経済協力業務において、開発途上国による案件形成の支援、本行が資金協力の対象とした案件の円滑な実施、援助効果の促進もしくは調達の公平性・透明性の確保、及び円借款事業への知見・情報の蓄積を図ることを目的として、本行がコンサルタント等を雇用して実施する調査業務です。
    - (注4) 案件形成促進調査(SAPROF)：プロジェクトを形成する場合には、様々な側面から検討し、様々な専門能力が必要とされていますが、資金や専門技術等の制約から、必要性が高いプロジェクトであっても開発途上国側で十分な事業計画の形成作業を行うことが困難な場合があります。本行では、プロジェクトの要請、または打診がなされたものの中にこのようなプロジェクトがあった場合、SAPROFによる追加的な調査を行い、相手国のプロジェクト形成努力を支援しています。
  - 個別案件の事業形成調査以外にも、SAF等調査業務を活用し、中国、タイ、インドネシア、ベトナム、インド、モロッコ等において、環境、運輸、電力、金融等の各セクターにおける政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を実施しました。また、開発事業の持続性確保の観点から、例えば適正な料金設定の検討や現地での説明会、研修等を役務に含めて調査し、事業を多面的にサポートしました。
  - 投資環境整備に向けた知的協力では、本行は、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、投資先として日本の企業の関心が高い国に対して海外直接投資促進のための環境整備・改善に関する政策提言書(通称：Blue Book)を作成・手交しています。2006年度は、西アフリカ向けでは初めてとなるガーナとザンビアへBlue Bookを手交しました。
- ・ 開発政策等への知的協力として、「慢性的貧困および一時的貧困の削減におけるインフラへの役割」、「日伯の新しい産業協力分野(バイオ燃料関連分野)」、「PPP 地域電力セクターにおける地熱開発の意義」、「地熱資源開発促進に向けた円借款支援可能性」、「上下水道事業における新たな金融スキームの機能」等の調査を実施し、現地でシンポジウムやセミナーを開催するなど、調査結果に関するフィードバックを充実させました。京都メカニズムに基づく新しい枠組みを活用したCDM案件等に繋がる調査が多く実施されたことも特徴として挙げられます。また、「上下水道における新たな金融スキームの機能のあり方」については、北京で行われた世界水会議で分科会を主催し、世界銀行、米国国際開発庁の他、インド、フィリピン、中国の参加者から、各々、上水事業へのOutput-Based Aidの導入事例、Revolving Fundの導入、インドでの革新的なアプローチ、マニラでの民活の成功例、中国の下水事業へのBOTスキームの

活用などの報告がなされ、約 100 人の聴講者との間で活発な議論が行われました。

- ・なお、指標の対象ではありませんが、本行は、ベトナム下水道セクターの法的な整備を支援すべく、「ベトナム下水政令検討委員会受入れプログラム」を開催し、官民パートナーシップ(PPP)を含めた日本の下水道や下水道財政に関する講義をはじめ、大阪市や滋賀県等地方自治体の事業現場の視察など、下水道事業の適切な運営に関する日本の事例を紹介しました。また、ベトナムとの類似点が多く、円借款を通じた支援により下水道事業が成果を挙げている中国からも専門家を招き、最近の中国における現状と課題、教訓などを共有しました。

## 問題解決・優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化

- ・(指標 3)の実績は計画を上回りました。具体的には以下のような取り組みがありました。
  - 事後評価から得た教訓や提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、ベトナム、インド、パキスタン、ブルガリア、モロッコ、カメルーン等において、個別案件の事後評価結果に関するフィードバックセミナーを開催しました。ブルガリアの「亜鉛・鉛精錬所の環境対策支援にかかるインパクト評価」に関するフィードバックセミナーでは、同国のソフィア大学と共催し、円借款を供与した「地域産業公害改善事業」の事後評価結果について、特に環境・社会的インパクトと CSR(社会的責任)に関する成果を報告し、東欧が市場経済化へ移行しつつあるこの時期、民間資金では対応しきれない環境分野に対して日本の資金と高い技術が果たした役割は大きいと、高く評価されました。
  - 産業の多角化を目指し、今後の製造業、インフラ事業等、新規事業へのプロジェクトファイナンス活用を期待しているブルネイに対し、政府機関職員を中心にプロジェクトファイナンスの知見の提供、人材育成協力の一環としてワークショップを開催したほか、石油化学・精製等の分野で大型プロジェクトを抱えるサウジアラビアに対しても、プロジェクトファイナンスに係るキャパシティ・ビルディング支援のため、現地関連企業職員を対象としたワークショップを開催しました。
  - ODA でのグッドガバナンスをめぐる国際潮流である汚職対策等に関する議論が活発化しています。そのような中、本行は、インドネシアで実施機関の職員を対象とした「汚職への対応セミナー」を開催しました。
  - 地球温暖化対策に関する排出権取引等が一層注目される中、これまでの本行の取り組み事例を基に CDM 事業の具体的な案件形成を指南するセミナーがメキシコやブラジル等で開催されました。
  - 本行の円借款事業の監理から蓄積されたノウハウを共有すべく、JICA と連携して、開発途上国政府・政府機関等の中堅幹部職員やプロジェクト担当者を対象に、「公的資金協力セミナー」(20 カ国 20 名参加)、「環境改善・公害対策融資セミナー」(11 カ国 15 名参加)、「ODA プロジェクト評価セミナー」(17 カ国 19 名参加。評価の手法やインドネシア、チュニジア等における本行と開発途上国政府・政府機関による合同評価の事例等を紹介)等の実務的なテーマによるセミナーを実施しました。
  - 円借款案件の事業実施段階で生じる入札・契約上の問題の予防・対応能力を高めるために、高知工科大学等の協力を経て、国際契約マネジメントの研修教材を作成しました。2007 年 2 月には、タイで周辺 11 カ国の事業機関職員等を対象に研修を行いました(77 頁、事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 国際契約管理の講座を実施

本行は、2007年2月から3月に、タイ・バンコクのアジア工科大学(AIT)において国際契約管理に関する国際講座を開催しました。これは、国際契約マネジメント講座カリキュラム・教材作成業務の一環であり、講座の参加者と共に途上国における公共事業の仕組みや慣行などを議論し、教材を完成させました。

講座には、アジアの11カ国(バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、パキスタン、スリランカ、タイ、ベトナム)から、政府職員や円借款事業の現場責任者のほか、工科系大学の先生、タイの近隣国経済開発支援機構職員などが参加しました。

円借款事業では、実施中に、契約の不備や内容の理解不足などから発注者(事業実施機関)と請負者(コントラクター等)の間でトラブルとなることが珍しくありません。本行は、事業関係者間の知識や経験のギャップを埋め、国際契約への参入と実施を円滑に進めることが、事業を成功に導くための重要課題の一つであると考えています。

## 支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援

- ・(指標4)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、イラク、等の開発途上国政府・政府機関の円借款業務担当者等を対象に、本行が新たに作成した「標準入札書類(プラント・機械据付工事用)」、「片務的契約条件チェックリスト」も活用して、調達監理や貸付手続に関するセミナーを現地で開催しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・今後もこのように、開発途上国政府の実態とニーズを適時・的確に把握し、我が国の有する知見、技術、人材及び制度を活用した支援を行うことが重要です。



課題 2-4

開発パートナーシップの推進

取り組み例	指 標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO(注1)等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	(指標1) NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款対象プロジェクト数		(新規指標)		32	37	23	21
我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進	(指標2) 地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款対象プロジェクト数		(新規指標)		64	41	48	23
我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)や ODA 以外の資金と一体となった支援の推進	(指標3) 技術協力、無償資金協力、ODA 以外の公的資金(OOF)及び民間資金と連携した円借款対象プロジェクト数		(新規指標)		50	57	53	49
他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	(指標4) 国際機関・海外公的機関との間で開発政策等に関する調整や援助手続き調和化への取組を行った件数		(新規指標)		151	61	122	52
評価結果								

：優れた取り組みがなされたと評価します。      ：良好な取り組みがなされたと評価します。      ：今後の取り組みに留意が必要です。  
 -：外部環境の変化等により評価不能。

( ) (指標1)～(指標3)については、2005年度は案件数を、2006年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

(注1) CBO: Community Based Organization, NGOと比較し、さらに小規模地域社会に根ざした活動を行う団体。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO 等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進

- ・(指標1)は NGO 等との連携に関する指標ですが、実績は計画を下回りました。これは、事業の中で NGO 等との連携は予定されているものの準備段階にあり、具体的な連携活動に至らなかったこと、相手国政府の政策変更等により年度内の承諾に至らなかったため、案件準備および連携に係る手続きが遅延していること等によるものです。具体的な取り組みとしては、インドの植林開発事業やスリランカの生活環境改善事業の案件形成において、NGO との連携により現地の住民組織を形成し、地域住民の所得向上や環境改善を図るマイクロプランが実施されました。また、住民移転を必要としたモロッコの都市環境整備事業では、現地の NGO を通じて環境アセスメントや住民移転計画に関する説明会を実施しました。

- ・上記指標の対象ではありませんが、NGO との情報交換・相互対話を通じた相互理解の促進、地域やセクターに根ざした活動を展開する NGO との連携により円借款の質の向上を図ることを目的に、2001 年度より「NGO-JBIC 協議会」を開催しています。2006 年度からは、JICA と本行の双方が主催する NGO-JICA 協議会に双方から参加し、相互の NGO との連携強化を図りました。

## 我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進

- ・(指標 2)については、計画値を上回りました。具体的には、SAF や調査業務等を通じ、以下をはじめとする取り組みを行いました。
  - インドの植林開発事業において、マングローブ林の植林・保全の効果を高めるため、知見を有する琉球大学及び沖縄県の専門家と連携して現地でセミナーを開催し、マングローブ保全やエコツーリズムの取り組みといった日本の経験と知見を提供しました。
  - 中国やインドネシア等での人材育成事業で、多数の我が国の国公私立大学との連携がリンケージプログラムや、研修コースの実施という形で実現しました。
  - 2006 年度は、インターンシップ受入れを前年度に引き続き実施し、協力協定締結先の 11 大学から学生(大学院生 8 名)を受け入れたほか、定期協議の開催、意見交換の場を持ちました。こうした連携基盤の強化が、大学関係者による提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数の大幅な増加や、人材育成事業におけるリンケージプログラムや研修コースの実施という形で、大学との具体的な連携・協力関係の強化に結びついています。
- ・(指標 2)の対象ではありませんが、我が国の大学、その他の教育機関との連携の一環として、以下の取り組みを行いました。
  - 大学の国際協力プロジェクトへの参画を促すとともに、円滑な大学との連携を実現させるため、パンフレット「円借款と大学連携 開発パートナーシップの深化をめざして」を作成し、大学に広く配布しました。また、委託調査における契約手続きの促進を支援するため、契約手続きマニュアルを作成し、大学側へ提供しました。
  - 大学の知見・ノウハウを円借款事業の事後評価に活用し、評価の質を高めるため、京都大学や慶応義塾大学等と円借款案件に関する合同評価を実施しました。また、調達や契約管理のノウハウの習得を目的とした国際契約マネジメントの教材作成を委託作成した高知工科大学と協力し、円借款事業関係者を対象に国内外で研修を行いました(77 頁、事例紹介参照)。
  - 本行は、我が国地方公共団体・大学との連携基盤の強化等を目的に、「円借款パートナーシップ・セミナー」(旧称・国民参加型援助促進セミナー)を開催しています。これまで本セミナーへ参加した団体は、その後も自治体のノウハウ移転や JBIC の調査活動、国際会議への参加等を通じて本行業務との関係を強化しています。

## 我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)や ODA 以外の資金と一体となった支援の推進

- ・(指標 3)については、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、プロジェクトの策定・準備段階、実施・監理段階における技術協力との連携等を行いました。

1) プロジェクト策定・準備段階における連携

- 2006年度円借款承諾案件数の12%にあたる9件(スリランカの上下水道、チュニジアの節水型農業支援等)において、JICAの開発調査をもとに案件形成が行われました(2005年度:18%にあたる8件)。
- 円借款事業の実施を前提に、経済面、社会面、技術面、環境面等の観点から事業の実施可能性を検討するための調査をJICAが実施する「連携F/S」は、インドネシア、イラク等15件が採択されました(2005年度:18件)。

2) プロジェクト実施・監理段階における連携

- 中国、パキスタン、エジプト等において、円借款事業に対する必要な技術指導等のために、長期・短期合わせて17件の専門家派遣が採択されました(2005年度:25件)。このうち、インドの下水道施設に係る運営・維持管理のキャパシティ・ビルディング等、技術協力プロジェクトによる連携は16件が採択されました(2005年度:9件)。これらのJICA派遣専門家の支援により、円借款事業の効果向上が図られます。
- 円借款事業の実施を前提に事業の詳細設計をJICAが実施する「連携D/D」の採択はありませんでした(2005年度:なし)。

3) 完成後の事後監理段階における連携

- 事業完成後の事後監理段階での連携となる「リハビリ無償」の採択はありませんでした(2005年度:なし)。
- ・ JICA以外との連携実績では、円借款候補案件の発電所建設事業のF/Sが日本貿易振興機構(JETRO)により作成されました。
  - ・ (指標3)の対象にはしていませんが、以下の取り組みを行いました。
    - 開発途上国への人材育成・組織能力強化を推進するため、JICAとの連携により、開発途上国政府・政府機関等の職員を対象とした円借款プロジェクト関連の研修(「公的資金協力」、「ODAプロジェクト評価」、「環境改善・公害対策融資」等18件(2005年度:13件)を開催しました。
    - JICAとの有機的連携による効果的なODA実施を目指し、バングラデシュ、パキスタン、モロッコ等の国別の援助実施方針をJICAと初めて共同で作成したほか、案件選定プロセスへの相互乗り入れ、協力フレームワーク/プログラムの共同策定を推進しました。
    - 我が国ODAの一層の効果発現および業務改善を目指す活動の一環として、本行の開発事業とJICAによる各種技術協力スキームの連携が進められてきましたが、これまでの本行の円借款業務とJICAの技術協力との連携事例をもとに、連携が本行の開発事業に与えた効果を検討しました(81頁、事例紹介参照)。

<事例紹介> 「JICA との連携による開発事業の効果促進について」

本行の支援する開発事業が借入国側にとってより魅力的となるためには、事業実施が機動的・効率的・持続的となるために、案件の準備・実施・完成後の各段階できめ細かな技術協力を併せて提供することが望ましいと考えられます。このような認識の下で進められてきた本行の開発事業と JICA の技術協力との連携について、本行は、連携が開発事業に与えた効果を検討し、以下の教訓をまとめました。

「連携による効果向上に大きな役割を担ったのは、特に“現場”で活動する両組織の職員、コンサルタント等である。現場で具体的な課題を克服するために、借入国側と仕事をする専門家やコンサルタントはニーズを把握し、スキームにこだわらず、効率的な事業実施や効果発現のための助言をする立場にあり、また JBIC と JICA 両組織の職員は、かかる助言を基に借入国側機関と協議を行い、それらのニーズを形にしていくことが望ましいと言える。また、このような連携の仕組みづくりを現地 ODA タスクフォースが中心となって行うことも大切である。」

「ODA 事業の担当者は、外部の専門家からも助言を得、現場のニーズおよび互いの業務内容や情報の共有を迅速に行い、借入国側機関との対話に基づき事業を行うことが不可欠である。今後、円借款事業が、その形成段階から技術協力スキームの知見を活用し、事業効果を最大限発現する理想的な連携事例を一層多く作り出すためには、思い切った制度設計へと進んで行くことが重要である。」

## 他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進

- ・(指標 4)については、計画を大幅に上回りました。開発途上国の開発課題は多様化し、また、援助協調・調和化といった新たな試みが行われている中、本行は、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)等国际機関、英、米等の援助機関との国際的なパートナーシップの構築・強化に努めました。具体的には、以下のような取り組みが行われました。

- 持続可能な都市開発にかかるイニシアティブの発表  
IMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、本行は、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF)、タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)、世界銀行およびアジア開発銀行(ADB)と共同で、「持続可能な都市開発にかかるイニシアティブ」を発表しました。同イニシアティブは、都市開発に関する開発金融機関の連携強化を通じた、より効果的な援助の実施を目的としています。
- インフラ事業を通じたHIV／エイズ拡大予防共同イニシアティブの締結  
世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、イギリス国際開発庁(DFID)、ドイツ復興開発公庫(KfW)との間で、各機関が有する情報や好事例の共有により、効果的なエイズ対策支援を行うことを目的として、本締結を行いました。なお、HIV／エイズ対策に関しては、インドネシアをはじめ、現地公的機関とセミナーを開催し、参加者の理解促進を支援しています。
- 日米水協イニシアティブへの取り組み  
我が国は、日米水協イニシアティブのもとで米国との連携を進めています。本行も本イニシアティブに基づき、2003 年より米国国際開発庁(USAID)と定期協議を開催し、パイロット国として選定され

た4カ国(インドネシア、フィリピン、インド、ジャマイカ)における取り組みや今後の連携について、情報交換・協議を実施していますが、2006年度は、第5回のモニタリング会合を開催しました。更に、USAIDとは、新たなテーマとして鳥インフルエンザ対応等の保健セクターについても意見交換を行いました。

- 上記のほか、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、米州開発銀行(IDB)等の国際機関、英国国際開発庁(DFID)、アフリカ開発庁(AFD)等他国の援助機関との間で、ベトナムの貧困削減支援借款(PRSC)や、イラク、アフリカ、中南米等への支援戦略等に関する協議を行いました。また、パリ宣言で設定された指標のモニタリング活動の一環として、世界銀行や各国ドナーに対し提言を行ったほか、国際潮流としてODAでのグッドガバナンスに向けた議論が活発な汚職対策について世界銀行と協議しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 開発途上国の支援では、各分野のニーズは多岐多様に亘っています。開発成果を高めるためには、我が国の民間部門、NGO、大学、地方公共団体等のほか、様々な関係機関との開発パートナーシップの優れた技術、経験・知見を効率的に活用していくことが重要です。現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進については、様々な取り組みが推進されましたが、前年度に引き続き計画を若干下回る結果となりました。形成段階にある事業の課題を早期に把握する等、確実な連携実現に向けた対応が重要です。

課題 2-5

国民の参加(開かれた円借款業務)

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)	
						計画	実績	計画	
業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	(指標1) 「提案型調査」(注1)等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成がなされた円借款対象プロジェクト数	(新規指標)				37	23	18	11
評価結果									

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。  
 -：外部環境の変化等により評価不能。

( ) (指標1)については、2005年度は案件数を、2006年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

(注1)「提案型調査」は、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、円借款事業への知見・情報の蓄積を図るための調査です。この他、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査である「発掘型案件形成調査」があります。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進

- ・ (指標1)は、国民の知見・アイデアを取り入れた調査は実施されたものの年度内に調査が完了しなかったこと、開発途上国側の政策変更等の理由により案件形成が進まなかったことから、実績は計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、中国、ベトナム、インド、バングラデシュ、パキスタン、ウズベキスタン、サブサハラ諸国、ブラジル等において、提案型調査・発掘型案件形成調査が、人材育成、環境整備、インフラ整備、地域開発、水力発電、バイオ燃料促進プログラム等の円借款案件の形成に寄与しました。このうち、例えば、中国における水環境整備に関する提案型調査では、公害を体験・克服した我が国の自治体が有する環境政策、下水道経営および下水道事業の経験や取り組みを基に、優先的課題と対処策の提案が活かされています。この他にも、これまで実施した提案型調査・発掘型案件形成調査から得られた知見・アイデアは、モロッコの都市改善事業の生活環境改善計画や、中国の複数の水環境整備事業の2006年度円借款承諾として結びついています。
- ・ 提案型調査・発掘型案件形成調査は、2001年度に導入した制度ですが、2004年度より、いずれも年2回(従来は年1回)国別調査テーマを公示し、円借款事業との関連性を明確化するなど、調査スキームの改善を行っています。2006年度からは、新たにフリーテーマ枠を設置しました。これは、本行が調査テーマを指定せず、応募団体自らが、国・テーマ・課題等について提案を行うもので、国民各層による国際協力活動への参加や開発途上国との交流を促進することも目的としており、より高い関心を得られた結果、応募総数が増えました。2006年度は、フリーテーマで2件の調査が採択され、光触媒技術を円借款につなげる大学からの提案が採用されるなど、我が国の技術の斬新なアイデアの幅広い取り入れが試みられています。しかしながら、提案型・発掘型案件形成調査の実施は、前年度の26件から2006年度は17件に減少しました。
- ・ 指標の対象ではありませんが、上記の提案型調査等を通じた円借款事業に関する提案募集の他に、我が国国民、NGO、地方公共団体、大学関係者等の意見・参加を求める機会拡大の一環として、以下の取り組みを行いました。

- 円借款パートナーシップ・セミナー（旧称・国民参加型援助促進セミナー）  
 開発パートナーシップは、国内外の経験・知見の活用により円借款の有効性や効率性を高めることを期待し、2002年度より実施しています。2006年度は、本行との連携に関心を有する15団体（日本の大学（3大学）、NGO（9団体）、地方公共団体（2団体）、民間企業（1社））が参加しました。各参加団体は、「環境」「人材育成」をテーマに、中国の人材育成事業等、6件の現地視察を行い、帰国後の報告会（<http://www.jbic.go.jp/japanese/base/topics/070601/pdf/06.pdf>）では、今後の本行との連携策などについての提案を行いました。本セミナーの開催にあたっては、本行ホームページにおいて参加団体を広く募集し、我が国の幅広い層の団体が参加できるよう努めました。
- NGO - JBIC 協議会  
 国民の経験や知見を円借款業務に反映するため、NGO-JBIC協議会を3回開催し、NGO側から延べ49団体・63人が参加しました。本行側から提示した議題（本行の人材育成、インド支援、アフリカ支援への取り組み等）、NGO側から提示のあった議題（森林関連案件における本行の方針・配慮事項について、ODAによる経済・社会インフラ整備案件におけるHIV/エイズ対策に関する提言について等）に基づき本行・NGO間で幅広い議論を行いました。会議の議題、配布資料、議事録等については、NGOと共同運営している本協議会のホームページ（[http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo\\_jbic/youryou.html](http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo_jbic/youryou.html)）にも公表しています。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 円借款業務を初めとする国際協力に対する国民の理解を深めるため、国内の教員や海外の日本人学校の生徒たちを対象に開発教育に取り組みました。都内で行われた教育関係者向けの研修イベント等を利用し、各地の学校教員向けに開発教育セミナーを実施しました。また、海外では、タイ、ベトナム、ペルー等において、現地日本人学校を対象に、円借款事業の視察や、開発途上国が直面している問題を学ぶ参加型授業を実施しました。
- ・ 本行では、国際協力に関する研究と実務の架け橋を目指して、大学院や大学の学生を対象に学生論文コンテストを実施しています。この取り組みは、日本の対外経済政策や経済協力の分野に関心をもつ学生のフレッシュな視点を本行業務に活かすねらいもあります。2006年度は64件の応募があり、「インドケーララ州におけるマイクロファイナンス - グループレンディングの機能と共同体の役割」をテーマとした論文が最優秀賞に選ばれました。

## 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 我が国の団体等からの提案に基づく「提案型・発掘型案件形成調査」の実施件数の減少とともに、本課題の実績も年々減少傾向にあります。計画の達成に向けては、各団体等が調査や案件形成に参加しやすいツールや手続きのほか、案件形成に結びつけやすい方策の改善等、広報戦略も含めて戦略的な観点からの見直しが必要と思われます。また、開発教育は、国際協力への理解を推進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要であり、開かれた円借款業務の観点から、一層積極的な取り組みが求められます。

課題 2-6

円借款業務の質の向上

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
円借款対象案件における評価の充実	(指標1) 円借款対象プロジェクトの全評価件数に対する外部評価の実施割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	(指標2) 円借款対象プロジェクトの事前・事後評価の実施割合	(新規指標)			100%	100%	100%	100%
	(指標3) 円借款対象プロジェクトのテーマ別評価(プログラムレベル含む)の件数	5	7	4	3	4	4	5
	(指標4) 円借款対象プロジェクトに対する合同評価の件数		2	7	6	6	12	7
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 □：今後の取り組みに留意が必要です。 -：外部環境の変化等により評価不能。

( ) (指標1)～(指標4)いずれも、2005年度までは案件数を、2006年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

円借款対象案件における評価の充実

- ・ (指標1)および(指標2)は、計画を達成しました。ODAをより効率的・効果的に実施するためには、評価を通じて事業の実施状況や効果を的確に把握すると同時に、評価から得られた経験・教訓をフィードバックすることが重要です。本行は、円借款業務の、事前から事後までの一貫した評価体制を確立しており、その内容を公表しています。
- ・ 上記指標の対象ではありませんが、本行は、評価体制の一環として2004年度から、円借款の貸付契約締結後5年目に事業の有効性・妥当性等を検証する「中間レビュー」、事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を導入しています。2006年度は、各々のフォーマットを改善するとともに、評価対象案件の選定基準の明確化を図りました。
- ・ (指標3)の実績は、計画を達成しました。テーマ別評価は、ペルー「貧困地域における生活環境改善・生計向上」、バングラデシュ「ジャムナ多目的橋建設事業インパクト調査」、「JICAとの連携による円借款事業の効果促進」、「レーティング制度の改善を目的とする調査」の計4件を実施しました。例えば、ペルーの「貧困地域における生活環境改善・生計向上」評価にて、統計学的手法を用いて、本行が行う小規模インフラ整備事業のインパクトを分析し、乳幼児死亡率、世帯所得等MDGs指標に対する本行事業の貢献を定量的に確認しました(86頁、事例紹介参照)。また、「レーティング制度の改善を目的とする調査」では、過去300件超の事後評価を実施した案件について、評価結果の傾向を分析し、評価の更なる質的向上を目指しました。



- ・ 本行は、これらの事後評価から得た教訓、提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、現地での評価結果のフィードバックを行いました(74 頁、課題 2 - 3 参照)。
- ・ また、事後評価から得られた教訓・提言を新規円借款事業や実施中の事業にフィードバックする仕組みも構築しています。事後評価の結果、効果発現等に懸念が見られる場合には、SAF の一環である SAPS(注 1)等を実施し、持続性確保に向けた開発途上国の取り組みを支援しています。例えば、フィリピンの運輸事業では、2004 年度に実施した事後評価を踏まえ、2006 年度に SAPS を実施し、事業効果の発現を図るとともに、他国を含めた新規案件形成への教訓として活かしています。

(注 1) 援助効果促進調査(SAPS)：プロジェクト完成後の運営・維持管理は、借入人側の責任において行われますが、個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場合、あるいは期待した事業効果が発現されない場合など、協力の必要性・緊急性を検討した上で、本行は SAPS と呼ばれる追加的な調査を実施しています。この調査では事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題を調査し、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的としています。

#### < 事例紹介 > 「貧困地域における生活環境改善・生計向上」(テーマ別調査)

ミレニアム開発目標(MDGs)は、幅広い分野での貧困削減を目指し、2015 年までに国際社会が達成すべき目標を定めています。近年では、MDGs の達成を念頭においた開発事業の評価手法を確立することが開発途上国およびドナー間での共通課題となっており、課題解決に向けさまざまな評価手法が試みられています。本評価では、複数のインパクト評価手法を適用し、ペルーの社会投資基金 FONCODES に対する円借款事業が受益者に与えたインパクトを分析することを主たる目的としています。具体的には、計量経済学の手法を活用し、住民参加により選定された給水、道路、小規模電化の 3 分野のサブプロジェクトに関し With/Without 分析を行い、MDGs に関連する指標に与えた影響の推計を試み、以下の 2 つの今後の課題を認識することができました。

- ・ 本評価で家計調査を行った世帯の大半にはベースラインデータがなく、実施群 / 対照群の事業実施の前後を比較する手法が利用できず、同じ実施確率をもつ村落では各種指標のベースラインデータは同一であると仮定し、実施群と対象の事業の差分を事業効果とする手法をとりました。しかしながら、世帯を特定できるベースラインデータがあれば、各世帯で事前事後の比較を行うことで、より正確なインパクト推計が可能となることから、ベースラインの重要性が認識できました。
- ・ また、本評価ではインパクトを測るデータを主に家計調査を通じて入手しましたが、家計調査の結果は被質問者の認識によるバイアスの影響を受ける可能性があるため、可能な限り指標を直接計測することが望ましいと言えます。具体的には、給水事業では被質問者が安全な水について客観的な情報をもっていないため、バクテリアの有無等水質に関する計測を行うことで、客観的なデータを入手することが対応策として考えられます。

- ・ また、上記指標には含まれませんが、「一般財政支援評価」により、「貧困削減および成長に対する持続的なインパクトをもたらす上で、どういった一般財政支援(GBS: General Budget Support)が妥当かつ効率的、効果的か」について評価分析を行いました。評価結果を踏まえ、本行としては、今後も一般財政支援等の新しい援助モダリティを活用した事業を実施していくとともに、それらの事業にかかる評価結果にも積極的に取り組むものです。

- ・ (指標 4)については、計画を上回りました。円借款事業の質的向上を図るためには、開発途上国の様々な関係者と評価結果を共有することに加え、彼ら自身の評価能力を高めていくことが重要です。2006年度は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インド、ドミニカの政府や事業実施機関、大学関係者との合同評価を実施しました。中でもインドネシア政府機関(BAPPENAS)との合同評価については、インドネシア政府が公共事業を監理・評価する際のシステムの改善に繋がる取り組みとなりました。
- ・ 上記指標には含まれませんが、開発途上国政府との連携強化の一環として、インドネシア政府及びフィリピン政府との間で、円借款事業の評価の充実を目的とした業務協力協定を締結しました。本協定は、本行の円借款事業の評価技術を、両国の政府関係機関に移転し、両国の公共事業の評価制度の改善に資することが期待されており、モニタリング及び評価結果から得られた教訓や提言の活用により、円借款事業が一層効率的かつ効果的に実施されることに繋がるものです。
- ・ 2006年度より新たに、在米国の大学の公共政策の有識者を客員研究員として受け入れ、学術的なアプローチから評価手法および評価結果をどのように業務の政策面へ反映させるか等、制度改善の深化のための調査・研究に取り組みました。
- ・ 2005年度に事後評価を行った全ての結果(個別案件41件、テーマ別評価4件)を「円借款事業評価報告書2006」として発行すると共に、本行ホームページに公表しました。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 今後も、円借款業務の質的向上のために、新たな開発ニーズや援助手法・アプローチへの対応も取り入れながら、一層の評価の充実と業務改善への活用を強化していくことが重要です。